【必ずご覧ください】今回の事業実施にあたり、特に留意が必要な事項

今回の「平成29年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金事業」を 実施していただくにあたり、特に留意が必要な事項をまとめています。採択事業者の方は、 必ずご覧ください。

1. 法令に基づく各種計画等について

今回の事業において、経営革新計画・経営力向上計画・地域経済牽引事業計画を申請中の採択事業者の方、先端設備等導入計画にチェックを入れられた採択事業者の方については、補助金交付申請書の提出にあたって以下の要件に留意していただくようお願いいたします。なお、補助金交付申請書の提出期限は、11月30日(金)です。それまでに下記認定書・承認書等を取得し、提出してください。

- (1)・経営革新計画・経営力向上計画・地域経済牽引事業計画にて加点 にチェックを
 - ・経営革新計画にて補助率のかさ上げ

特定非営利活動法人単体申請の採択事業者の方(経営力向上計画)

交付申請書提出前に承認書等が取得できる場合

→交付申請書提出の際に、承認書等の写しも併せて提出してください。

交付申請書提出時に承認書等の取得が間に合わない場合

→交付申請書のみを先に提出いただき、承認書等以外に係る審査を先行します。 承認書等が取得でき次第、速やかに地域事務局にご連絡の上、承認書等の写しを提出してください。

(2) 先端設備等導入計画にて加点・補助率かさ上げにチェックを入れられた方

- ①自治体において固定資産税の特例税率をゼロにする条例が成立していること※
- ②先端設備等導入計画の認定を受けていること
 - ①と②の両方が交付決定の要件となります。
- ※一部例外の地域がございます。

交付申請時に固定資産税の特例税率をゼロとする条例はできていないものの、 先端設備等導入計画の認定書を取得できた場合

→交付申請書とともに認定書の写しを提出し、事前に審査を受けておいてください。条例 が成立した時点で交付決定を行います。

交付申請時に認定書の取得ができない場合

→交付申請書のみを先に提出いただき、認定書以外に係る審査を先行します。認定書が取得でき次第、速やかに地域事務局にご連絡の上、先端設備等認定書の写しを提出してください。『認定書の提出』と『条例の成立』の2点を満たした時点で交付決定を行います。

2. 機械装置の納入時期について

各地域事務局ホームページ等でも周知いたしましたが、依然として工作機械の納期が長期化しております。工作機械の導入を予定されている採択事業者の方は、以下の事項にご留意ください。

- ・メーカーに進捗状況を確認するなど、事業完了期限(<u>1月31日)を見据えて事業を実施してください。なお、実績報告書提出日も同日1月31日となっております。</u>
- ・見積書・受注書・契約書等には必ず納入日を記載してください。
- <u>万一、事業完了期限までに納入が完了しない等の事情が判明した場合は、</u> 速やかに各地域事務局までご連絡ください。

(必要に応じて、59ページの「事故等報告書」の提出を求めることがあります。 その他、詳細については各地域事務局に指示を仰いでください。)

3. 企業間データ活用型及び一般型・小規模型の共同申請について

企業間データ活用型及び一般型・小規模型の共同申請において、連携体の一部が補助事業を廃止しても連携体全体の事業計画に大きな支障がない場合は、廃止する事業者が補助事業の廃止の承認を受けること、かつ、連携体の他の事業者が事業計画の変更の承認を受けることで、連携体の他の事業者の補助事業継続が可能です。

ただし、幹事企業が補助事業を廃止する、1事業者を除いて残りの全ての事業者が補助 事業を廃止するなど、明らかに事業計画が遂行できない場合は、補助事業全体が廃止とな りますので、連携体全ての事業者が補助事業廃止の承認を受ける必要があります。

補助事業者の義務

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に地域事務局の承認を得なければなりません。
- (2) 交付決定を受けた後、事業期間中に補助事業者が大企業になる等、補助対象者ではなくなった場合は、本事業を中止、廃止することになります。
- (3) 本事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は事業完了期限日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 本事業の完了した日の属する会計年度(国の会計年度である4月~3月)の終了後5年間、 毎会計年度終了後90日以内に本補助事業に係る事業化等の状況を事業化状況・知的財産権 等報告書により報告するとともに、本事業に関係する調査に協力をしなければなりません。
- (5) 本事業の実施に基づく発明、考案等に関して、知的財産権の出願又は取得を事業年度又は 事業年度の終了後5年以内に行った場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合 には、事業化状況・知的財産等報告書により報告しなければなりません。
- (6) 事業化状況の報告から、本事業の成果の事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及び その他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合には、補助 金額を上限として収益納付しなければなりません。
- (7)取得財産のうち、単価50万円(税抜き)以上の機械等の財産又は効用の増加した財産 (処分制限財産)を処分制限期間内に取得財産を処分(①補助金の交付の目的に反する使 用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等)しようとするときは、事前にそ の承認を受けなければなりません。財産処分には、処分制限期間内に補助対象者の要件か ら外れた場合も含みます。(注1:処分制限財産、処分制限期間等については、補助金等 に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)を参照。)
- (8)補助事業期間終了後でも、処分制限期間内に補助対象者に該当しなくなった場合は、処分制限財産について財産処分となり、残存簿価相当額または時価(譲渡額)のいずれか高い額を国庫に納付していただく必要があります。
- (9) 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国庫に納付しなければなりません(納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です)。ただし、中小企業・小規模事業者が、試作品の開発の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産(設備に限ります)を生産に転用(財産の所有者の変更を伴わない目的外使用)する場合には、地域事務局の事前承認を得ることにより転用による納付義務が免除されます(収益納付は免除されません)。
- (10) 交付申請書の提出にあたっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して記載しなければなりません。
 - 注. 消費税等仕入控除税額とは
 - 補助事業者が課税事業者(免税事業者及び簡易課税事業者以外)の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。
- (11) 補助事業者は、中小会計要領又は中小指針に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び 活用に努めてください。また、本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証 拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (12) 補助事業者は、本事業の遂行及び収支の状況について、地域事務局の要求があったときは 速やかに遂行状況報告書を作成し、所轄の地域事務局に提出しなければなりません。
- (13)本事業の進捗状況確認のため、地域事務局が実地検査に入ることがあります。また、本事

業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

財産の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権が発生した場合は、その権利は事業者に帰属します。

その他

- (1)補助金の支払については、原則として本事業終了後に補助事業実績報告書の提出を受け、 補助金額の確定後の精算払となります。なお、補助金は経理上、支払を受けた事業年度にお ける収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
 - ※概算払は原則認めておりませんが、特に個別の事情がある場合は地域事務局にご相談ください。
- (2) 本事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の現地確認ができない場合 については、当該物件等に係る金額は補助対象とはなりません。
- (3)補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (4) 本事業終了後、事業の成果について、「事業化状況・知的財産権等報告書」の提出義務が あります。また、必要に応じて本事業の成果の発表、事例集等への掲載についてへの協力を お願いします。